

女川原子力発電所 2 号機の再稼働に係る東北電力への事前協議及び 経済産業大臣への理解確保の要請に対する回答について

①東北電力株式会社からの「女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定書」に基づく女川原子力発電所 2 号機の原子炉設置変更に係る事前協議及び②経済産業大臣からの女川原子力発電所 2 号機の再稼働に係る理解確保の要請については、それぞれ了解することを決定し、同月 1 8 日に東北電力株式会社取締役社長及び経済産業大臣に対し文書で回答したものを。

1 東北電力からの安全協定に基づく事前協議への回答及び要請

(1) 事前協議

- イ 根拠 女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定書 第 1 2 条
- ロ 協議年月日 平成 2 5 年 1 2 月 2 6 日
- ハ 協議内容 2 号機において新規制基準に適合させるための設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の設置等について

(2) 事前協議への回答

- イ 回答年月日 令和 2 年 1 1 月 1 8 日
- ロ 回答の内容 協議のあった原子炉施設等の変更については了解することとした。なお、併せて必要な事項を要請するとともに、事前協議を受けていた女川町及び石巻市からも同様に回答した。(別紙 5 - 1 のとおり)

2 経済産業大臣からの再稼働に係る理解確保の要請への回答及び関係省庁への要請

(1) 理解確保の要請

- イ 要請年月日 令和 2 年 3 月 2 日
- ロ 要請内容 原子力規制委員会において新規制基準に適合すると認められ、再稼働に求められる安全性が確保されることが確認されたことから、政府として、エネルギー基本計画に基づき 2 号機の再稼働を進めていくので、理解いただきたい。

(2) 要請への回答

- イ 回答年月日 令和 2 年 1 1 月 1 8 日
- ロ 回答の内容 要請のあった 2 号機の再稼働への理解の確保については了解することとした。なお、併せて必要な事項を要請した。また、原子力規制委員会及び内閣府に対しても必要な事項を要請した。(別紙 5 - 2 のとおり)

3 今後の県としての取り組み

(1) 再稼働に係る今後の流れ

東北電力では、今後、原子力規制委員会から工事計画や保安規定の認可を受け、令和4（2022）年度末までにすべての工事を終える予定としており、その後、使用前検査を経て再稼働をすることとなる。

(2) 今後の県としての取り組み

今後とも、国や関係市町と連携し避難計画のさらなる実効性の向上を図るなど、原子力防災対策に万全を期すとともに、安全協定に基づく立入調査を行うなど、東北電力に対し安全性確保の確実な履行を求めていく。